

第 6 回

新時代の株主総会プロセスの在り方研究会 事務局説明資料

2020年2月18日（火） 15：00～17：00

経済産業省 第1特別会議室

株主総会に関する問題意識

株主総会前のプロセスが充実したことを踏まえ、規律をどのように解すべきか。

会議体としての株主総会の規律が実務を硬直的にしている可能性があるのではないか。

株主総会当日のより柔軟な実務の在り方を検討できないか。

株主総会が果たすべきガバナンスは変わってきているか。

（将来的には）社外取締役の独立性が高まり、株主の代表としての利益相反等のチェック機能が働くようになることで、決議機関としての株主総会の役割を再考する余地はあるのか。

株主総会

会議体としての株主総会に求められる役割としての「緊張感」／規律付け
規律付けという意味での「緊張感」は、face to faceで株主と接することではなく、重要な情報の開示と、それに基づいた株主による意見表明が可能である株主総会を開くことで生まれるのではないか。

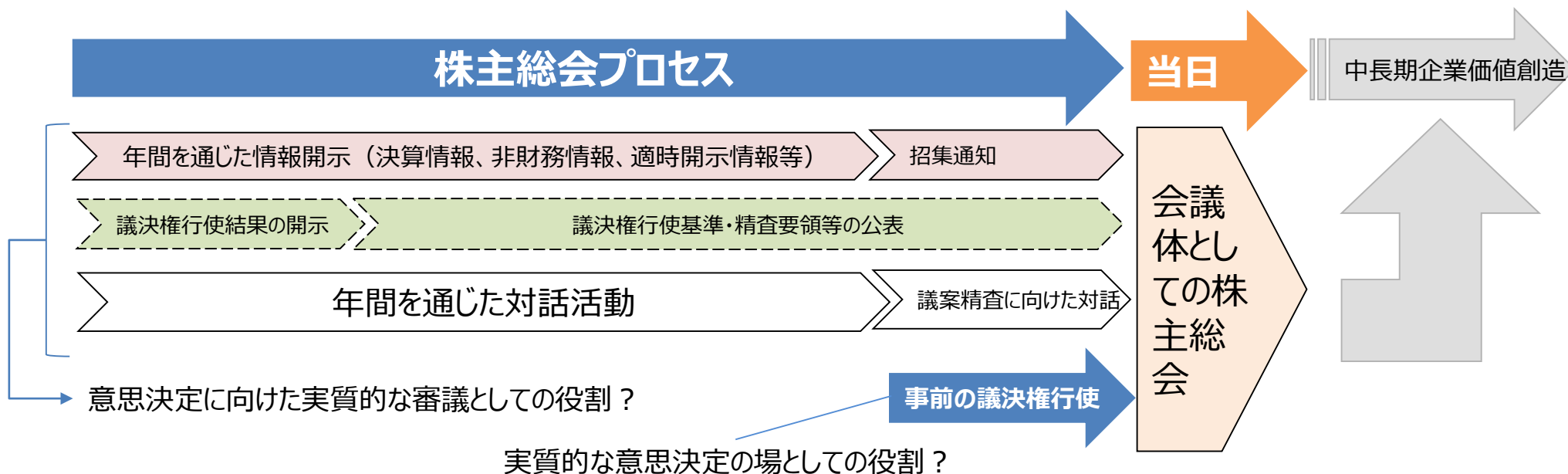
株主とは？

名義株主と実質株主が存在し、議案の設計から議決権行使に至るまで、実質株主（機関投資家）の影響が強くなっている中で、会社が把握するニーズが高まっている「株主」をどのように考えるか。

1. 新しい意義を踏まえた会議体としての株主総会の 在り方について

1. 株主総会の二つの側面と意義

- 株主総会の意義については、意思決定機関としての側面と、会議体としての側面に分けて考えることができる。
- 意思決定機関としての株主総会については、会社の規模等によって状況は異なるものの、多くの株主を抱える上場会社では、年間を通じた情報開示や、個別に実施する株主との対話等の充実において、株主総会プロセス全体が実質的な審議としての役割を果たしていることが多い。また、事前の議決権行使により、株主総会当日を迎える前に決議の趨勢が明らかになっていることが多く、その場合、実質的な意思決定の場としての役割も株主総会プロセスで果たされているといえる。
- 実態を踏まえ、会議体としての株主総会はどうあるべきか。



1. 株主総会に係る規律

- 株主総会プロセス、株主総会当日において、それぞれに株主が行使できる権利や、その取扱いの適正性を担保するための規律が設けられている。
- 上場企業については、株主総会プロセスにおいて、会社法の他に、金商法や上場規則での規律が機能しているといえる。

株主総会プロセス（意思決定機関としての株主総会）

【株主の権利】

- 株主提案権（会社法303条・304条）
- 議案通知請求権（会社法305条）

【規律：情報の公表義務への違反】

- インサイダー取引規制、フェアディスクロージャールール、法人関係情報の管理等の規制
- ※金商法、上場規則等

議決権行使（書面行使、電子行使）

【株主の権利】

- 書面議決権行使、電子議決権行使（会社法311条、312条）

【規律：決議取消事由】

- 決議の方法の法令違反または著しい不公正（議決権行使の妨害、賛否の認定の誤り）

株主総会当日（会議体としての株主総会）

【株主の権利】

- 議決権（会社法309条）
- 質問権（取締役等の説明義務）（会社法314条）
- 議案提案権（会社法304条）

【規律：決議取消事由】

- 決議の方法の法令違反または著しい不公正（説明義務違反、賛否の認定の誤り、出席困難な時刻・場所への招集、不公正な議事運営等）

1. 会議体としての株主総会の意義

- 会議体としての株主総会（当日）については、会社法の規律から観念される意義の他に、株主総会プロセスで果たされている役割を踏まえ、いくつかの意義が指摘されている。
- 実態上の意義を踏まえ、現代の株主総会を「ガバナンス型総会」や「対話型総会」とも。

会議体としての株主総会（株主総会当日）

① 決議に向けた審議の場としての意義。

- ✓ 審議を行い、決議を行う場。会社法の立て付け上の意義。
- ✓ 対話は、株主と取締役等が対面する緊張感の下で、決議と一体として行われる。

② 信認の場・確認の場としての意義。

- ✓ 株主総会プロセス全体の中で対話が十分に行われ、前日までに決議の趨勢が判明することを肯定的にとらえつつ、当日は出席者（主に個人株主）からの信認を得る場。
- ✓ 信認を得るための緊張感自体に、ガバナンス上の意義がある場合も。

③ 対話の場・情報提供の場としての意義。

- ✓ 決議に向けた審議としてではなく、株主（主に個人株主）とのコミュニケーションの場。
- ✓ 中長期的な事業価値創造プロセスの理解を得るなど、株主との中長期的な関係構築のための場としての活用も。

平時には株主
総会プロセス全
体で機能



「ガバナンス型総会」
「対話型総会」

1. 新しい意義を踏まえた会議体としての株主総会の規律の在り方

- 会議体としての株主総会（当日）に係る規律は、当日に審議を経て決議が行われることを前提に設けられていると考えられる。
- 会社提案と株主提案が拮抗する場合など（有事）においては、株主総会当日について、①の決議に向けた審議の場としての意義を有する。
- しかし、上場会社における平時の株主総会においては、実質的な審議や決議の場としての役割は株主総会プロセスにおいて果たされており、株主総会当日については、②信認・確認の場としての意義や③対話の場としての意義に重きが置かれていることが多い。

株主総会当日（会議体としての株主総会）

【株主の権利】

- 議決権（会社法309条）
- 質問権（取締役等の説明義務）（会社法314条）
- 議案提案権（会社法304条）

【規律：決議取消事由】

- 決議の方法の法令違反または著しい不公正
（説明義務違反、賛否の認定の誤り、出席困難な時刻・場所への招集、不公正な議事運営等）

<有事>

- ① 決議に向けた審議の場としての意義
- ② 信認の場・確認の場としての意義
- ③ 対話の場・情報提供の場としての意義

<平時>

- ① 決議に向けた審議の場としての意義
- ② 信認の場・確認の場としての意義
- ③ 対話の場・情報提供の場としての意義

運営を過度に硬直的
にしている可能性？

1. 新しい意義を踏まえた会議体としての株主総会の規律の在り方

- 平時の会議体としての株主総会の意義が②や③にある場合、会議体としての株主総会の規律は、実務を硬直的にしている可能性がある。また、株主総会当日の実務についても、有事を想定した不文律は多い。
- 株主総会に係る規律や実務について、有事と平時の考え方を明らかにすることで、その運営を柔軟にし、株主総会を企業の中長期的な価値創造に向けて、より一層意味のあるものにできないか。

■ 修正動議や質問に対する説明の在り方

- ✓ 事前の情報開示や対話を通じて事前の議決権行使がなされるなかで、当日の修正動議は会場に出席しない者には情報提供がなされずに提案され、不意打ちとの指摘がある。また、当日の株主総会までに決議の趨勢が判明していて、当日の出席株主が限定的である場合には、動議が出ても否決されるのが明らかであるところ、実務的負担となっているとの指摘もある。
- ✓ 事前の情報開示を充実させている場合、当日の質問に対する説明の対応如何が説明義務違反となりうる余地は狭くなるのではないか。

■ 手続き的動議（議長の不信任動議、休憩を求める動議など）

- ✓ 議長の不信任動議については議場に諮るべきとされ、その他の手続き的動議については議長の裁量により判断できるとされている。

■ 審議・採決方法

- ✓ 審議・採決の方法について、一括審議をしても一括採決については認められないとされる。

2. 株主総会プロセスでの対話の在り方について (これまでの議論のまとめ)

2. 目的に応じた効果的な対話・情報開示の在り方について

＜前回までの議論のまとめ＞ ※赤字は前回からの追加

対話先の選定・スケジュール

＜機関投資家側＞

- ✓ 議決権行使精査要領を用いてスクリーニングを行い、対象となった全会社と年間を通じて対話を実施。
- ✓ 不祥事や低収益が続く企業など、重大な課題が顕在化した企業については、重点的に対話を実施。1回の対話にかかる時間が増えてきている傾向。
- ✓ 議案が公表されてからでは時間的制約があるため、通年での対話を通じて企業理解を深め、その結果を議決権行使判断に活かしている。
- ✓ 議案を作る前が議決権行使に関する対話のピーク。

＜企業側＞

- ✓ 実質株主判明調査を実施し、議決権ベースで持株数の多いところには国内だけでなく海外機関投資家も訪問。
- ✓ 年間を通じてコミュニケーションをとりつつ、総会前1～2ヶ月間は議案に係る個別説明のために集中的に投資家訪問を実施。
- ✓ 株主との対話という場合、機関投資家との対話の在り方が中心になるが、個別銘柄を直接所有する個人が多い日本企業では、個人株主への向き合い方も非常に重要。

2. 目的に応じた効果的な対話・情報開示の在り方について

＜前回までの議論のまとめ＞ ※赤字は前回からの追加

対話の主体・部署間の連携

＜機関投資家側＞

- ✓ 対話は専門部隊が実施し、その結果を受けて議決権行使判断をアナリストが行う。対話の専門人材は、企業分析や株式投資業務経験者など、一定水準レベルの対話ができる人材。
- ✓ 議決権行使の方針については、主要な運用チームのヘッドクラスも議論に参加し、運用の観点からの知見は方針レベルに組み込む。
- ✓ 年間を通じて実施した対話の結果は、すべてデータベースとして記録し、世界中の運用担当者と共有。
- ✓ 業績チェックやメディアチェックは通年行い、不祥事などある場合には、事案ごとにアナリストとファンドマネージャーの担当を決めて分析や調査などを実施し、それを議決権行使判断を行う部署に提供する。
- ✓ 会社への要望や考え方については、社内で共有してもらうために文書で通知する。
- ✓ トップマネジメントとの対話を重視。

2. 目的に応じた効果的な対話・情報開示の在り方について

＜前回までの議論のまとめ＞ ※赤字は前回からの追加

対話の主体・部署間の連携

＜企業側＞

- ✓ 年間を通じた対話活動はIR部門が実施し、ガバナンス等アジェンダに応じて関係部署も同席。
- ✓ 基本的に機関投資家との対話はIR部門で担当するが、EとSのアジェンダが増えてくる中でCSR部が同席することも多くなっている。
- ✓ 以前はIRの領域は運用担当者が対象、SRの領域は議決権行使担当者が対象だったが、ESGの議論の高まりとともに、中長期的な企業価値創造の観点から、機関投資家サイドにおいても、両者が緊密に連携することが求められているのではないか。
- ✓ IR、SRはCFOの直轄。CFO自ら、年に数回海外投資家を訪問。社長も年に1回程度訪問する。

2. 目的に応じた効果的な対話・情報開示の在り方について

＜前回までの議論のまとめ＞ ※赤字は前回からの追加

対話の内容

＜機関投資家側＞

- ✓ ESGを重視するが、中でもガバナンスを重視（EやSも最終的にはガバナンスの実効性に帰結する）。特に取締役会の実効性については、どのようにガバナンスを機能させようとしているかという点について対話を通じて明らかにする。
- ✓ 対話のアジェンダは世界共通の部分もある中で、日本での対話における特徴的なアジェンダとしては、事業ポートフォリオマネジメント/グループマネジメントに対する取締役会等の経営陣の体制や対応、政策保有の考え方や今後の方向性、人的資本についての人事制度や人材マネジメントの対応の方向性についてなど。
- ✓ 取締役のスキルセットについては、戦略との一貫性を企業がどのように考えているかという点を重視。

＜企業側＞

- ✓ 社外取締役の独立性についての形式的判断だけでは、コーポレート・ガバナンスに関する対話は進展しないので、全般的なガバナンス態勢や取締役会の構成等を踏まえた上での、より実質的な判断を機関投資家の方にお願いしたい。
- ✓ ESG/SDGsに対する関心が高まる中、昨年初めて、機関投資家向けにESGに特化した説明会を実施したが好評であった。

2. 目的に応じた効果的な対話・情報開示の在り方について

＜前回までの議論のまとめ＞ ※赤字は前回からの追加

対話の内容

＜企業側＞

- ✓ ある社外取締役の出席率が機関投資家の議決権行使基準に抵触することが判明した際、個別の丁寧な説明や招集通知の記載の工夫によって、欠席にやむを得なかった事情や合理的な事情があることについて、理解を得ることができ、反対票を回避することができた。
- ✓ 海外機関投資家には、日本の監査役制度について丁寧に説明したうえで、自社のガバナンスについても説明したところ理解を得ることができ、誤ったメッセージを伝えることにならないようにと、議決権行使ポリシーを変えもらった。日本の制度は理解されないとあきらめるのではなく、まず説明することが重要。
- ✓ 海外機関投資家から、ガバナンスも非常に大事だが、投資家にとってはリターンが一番大事なので、ROEや株価にも意識を持ってもらいたいとのコメントを得た。
- ✓ ESGの関心が高まる中で、海外のSRでも統合報告書を持って意見を聞きにいく。以前はガバナンスに相当フォーカスしていたが、最近はEやSにも対話の範囲が広がっている。ただし、EとSの分野における対話が、Gにどう結びついてくるのかは確たる見通しが持てない。

2. 目的に応じた効果的な対話・情報開示の在り方について

＜前回までの議論のまとめ＞ ※赤字は前回からの追加

対話の活用・情報開示

＜機関投資家側＞

- ✓ 改善すべき論点がある場合、改善に向けた取り組み状況を対話で確認し、対話内容を踏まえて複数年のスパ
ンで判断。論点解消に向けた取組方針などは、（FDの観点からも）極力公表してもらうことが望ましい。
- ✓ 一年で結果が出るような対話項目は少ないため、マイルストーンを置いて進捗率を管理していく対応が望ましい
が、対話の成果を対外的に公表しようとする、現在進行形の対話については開示しにくいこともあり、単年度
で結果が出るテーマを選びがちになってしまうというリスクもある。透明性を高めるための開示は重視するが、あくま
でも対話の実効性とセットということがポイントになる。
- ✓ 議決権行使プロセスとエンゲージメントを一体的に実施。
- ✓ 通年で対話を行っても、それらを活用した議案判断を行うのは6月に集中していることから、タイトなスケジュール
の中で判断しなければならない。

＜企業側＞

- ✓ 形式基準では反対に該当する場合でも、機関投資家との対話における指摘を踏まえ、実態を説明することによ
り理解を得られた事例や、機関投資家が注目する点を先取りし、招集通知により詳細な説明を記載しておくこ
とにより、企業側の説明が機関投資家からスムーズに受け入れられ理解を得られた事例もある。
- ✓ ある社外取締役の出席率が機関投資家の議決権行使基準に抵触することが判明した際、個別の丁寧な説
明や招集通知の記載の工夫によって、欠席にやむを得なかった事情や合理的な事情があることについて、理解
を得ることができ、反対票を回避することができた。

2. 目的に応じた効果的な対話・情報開示の在り方について

＜前回までの議論のまとめ＞ ※赤字は前回からの追加

対話の活用・情報開示

＜企業側＞

- ✓ この10年で企業の招集通知は大きく変化。機関投資家の影響力増大を踏まえ、ガバナンスコード関連の記載や、経営計画・経営戦略への言及、サステナビリティ関係などの任意記載事項が大幅に増加。有報記載事項を招集通知に記載する例も。
- ✓ 事前の議決権行使を意識した情報開示が増加。事前の議決権行使方法の説明を丁寧に行うだけでなく、FAQも増加する傾向に。
- ✓ 対話を意識し、法定記載事項を中心とした従来の形式に拘らない例も増加。招集通知の冒頭に対話の観点で重要な事項をまとめて記載する例も誕生している。
- ✓ 米国でも任意記載事項が増えているが、冒頭にサマリーを記載する例が増えており、また、ファクトを明示するものもあり、投資家・株主のための工夫がなされている。

2. 目的に応じた効果的な対話・情報開示の在り方について

＜前回までの議論のまとめ＞ ※赤字は前回からの追加

議決権行使基準の活用・判断の理由開示

- ✓ 議決権行使基準に留まることなく、対話に基づき賛否判断を行うことを開示。
- ✓ 議決権行使の方針に詳しく考え方も記載することで、企業における議決権行使判断の予見可能性を高めている。重点的に対話をした企業や、これまでと考え方を変えたような場合には、極力個別に行使結果理由のフィードバックを行う。
- ✓ 議決権行使判断の予測可能性を高めるために、活動報告や賛否事例の開示を充実させる。
- ✓ スクリーニングに活用する業績基準などは、昔は公表していなかったが、今は企業が自社の数字を照らせば対象となるかが分かるように公表している。
- ✓ 利益相反が疑われる銘柄については、議決権行使助言会社の助言を活用。活用にあたってはあらかじめ自社のガイドラインを助言会社に渡し、それに沿って助言をもらう。助言を受けて、社外を含む諮問委員会で諮問した上で判断。

その他

- ✓ 議決権行使助言会社から賛成・反対推奨のレポートが発行される前に、同レポートに含まれる主要データの提供を受け、前提事実の修正を行うことができることもあるが、前提認識の確認のための対話の機会を得られない場合もあるため、相互に確認できるプラクティスを作り上げることが重要。

2. 目的に応じた効果的な対話・情報開示の在り方について

- これまでに事務局のヒアリングで得られた意見や前回までの議論も踏まえ、より深い相互理解に基づいた議決権行使につなげるために、いくつかの工夫をまとめられないか。

対話の活用・情報開示

※赤字は前回からの追加

これまでに頂いたご意見

忙しい総会前の時期に無理に対話を行おうとするのではなく、平時から機関投資家の考え方を聞き、それを受けて透明性をもった形で変化することが大事。
(発行企業)

総会終了後、賛否の調査を行い、反対票を投じた機関投資家とは面談を実施。次年度以降の議案や社内のガバナンス体制の設計に活かすようにしている。
(発行企業)

機関投資家の議決権行使基準をあらかじめチェックし、基準とは異なる判断をしてもらう必要があるときには、早めに対話を行い、どういった情報を開示すべきかを明らかにするようにしている。
(発行企業)

意味のある対話を行うことにリソースを割いている会社は、機関投資家が個別開示をしなくても、結果を個別に聞きに来ている。
(機関投資家)

(6月総会の場合) 5月中に招集通知が出ているのはごくわずか。約半分の企業は2週間前にしか情報が出ない。社外取締役の取締役会への出席率など、議決権行使判断に必要な情報が載っていないこともあり、その場合には個別に確認が必要だがスケジュール的に厳しい。
(機関投資家)

情報が早く出ることにはマイナス要素はない。しかし、情報量が多ければいいというものではなく、必要なことが説得的に分かりやすい場所に書かれていることが重要。
(対話支援機関)

2. 目的に応じた効果的な対話・情報開示の在り方について

対話の主体・部署間の連携について

これまでに頂いたご意見

企業がIR組、SR組、CSR（ESG）組と分かれているように、投資家サイドもファンドマネージャー、アナリスト、議決権行使担当者が分断。相互の一体的な活動が必要。
（発行企業）

海外では、コーポレートセクレタリーといった社長直属の部署が対話を担っていることがある。
（対話支援機関）

IRは足下の業績の話、SRはガバナンス系の話に偏ることが多いが、本来はどちらも中長期の企業戦略の中で語るべき。価値協創ガイダンスが共通軸になれるのでは。
（機関投資家）

議決権行使担当者にIRの話をするなど、企業側が機関投資家の誰にアプローチしたらよいかということを企業側が分かっていないことが多い。DB化されてれば対話が円滑になるのでは。
（機関投資家）

欧州はアクティブマネージャー自らが議決権を行使することが多いようだ。
（発行企業）

2. 目的に応じた効果的な対話・情報開示の在り方について

対話の内容、議決権行使基準や助言会社の活用について

※赤字は前回からの追加

これまでに頂いたご意見

社外取締役の人数や独立性の判断など、それが唯一の解のように基準を設けるのではなく、全体としてのガバナンス体制が適切かを判断すべき。
(発行企業、機関投資家)

個別開示の在り方を工夫しなければ、形式化な議決権行使が増えるおそれがある。
(機関投資家)

エンゲージメントはコストがかかるので、追加でフィーが支払われないと、きめ細やかな対応は体制的に難しい。
(機関投資家)

議案によっては、そもそも対話によって判断が変わることが無いようなものもある。事前に議決権行使基準を開示していることもあり、理解を得たいところ。
(機関投資家)

アセットオーナーへの説明が、助言会社のレポートや自社基準との整合性に終始しないための工夫も必要。
(機関投資家)

日本は規模の小さいパッシブファンドが多く、スチュワードシップ活動を行おうとすると形式基準に依らざるを得ないのではないか。(機関投資家)

なるべく対話を活用した判断を行いたいが、短期間に大量の処理を行わなくてはいけないため、基準にあてはめて一律に処理することは、ある程度はやむを得ない。(対話支援機関)

2. 株主総会プロセスでの対話の在り方について

- これまでの議論を踏まえ、株主総会プロセスでの企業と投資家（株主）との対話について、ポイントをまとめられないか。

（記載内容のイメージ）

	企業	投資家（株主）
対話先の選定・スケジュール	✓ 株主総会終了後、賛否結果を確認し、必要に応じ個別面談の上、自社への意向を正確に把握する。 ✓ 上程議案を策定する段階で、議決権を多く保有する実質株主を中心に、議決権行使への基本的な考え方を確認し、当該考え方に照らして論点になりそうな議案がある場合には早めに意見交換を実施する。	✓ 株式保有割合や金額の大きい企業、議決権行使基準やスクリーニング基準に沿って対話が必要になりそうな企業については、早めに対話を実施し、企業のガバナンス等に対する株主としての考えをクリアに伝える。
情報開示	✓ 投資家との対話を踏まえて必要と考えられる事項は、法定記載事項に限らずできる限り株主総会前に同じ場所に開示する。	✓ 議決権行使基準やスクリーニング基準等を公表する際は、その前提として、投資先企業に求める考え方等の理由や判断のポイントも併せて開示する。
対話の主体・部署間の連携	✓ 業績だけでなく、中長期の企業戦略の中で自社のガバナンス等を説明できる部署が対話を行い、必要に応じて関係部署と連携することが望ましい。	✓ 議決権行使に係る企業との対話を行う部署をあらかじめ明らかにする。 ✓ 必要に応じ、議決権行使担当者はアナリスト、運用担当者と連携することが望ましい。
対話の内容	✓ 株主の意向を踏まえつつ、中長期の企業戦略の中で、自社のガバナンスの考えを明らかにし、その中で議案を説明する。	✓ 基準の形式的な当てはめのみならず、中長期的な企業戦略全体の中でのガバナンスの考え方を対話で明らかにする。
議決権行使基準・助言会社の活用	✓ 株主のガバナンスに対する考え方を把握するツールとして活用。 ✓ 基準について疑問に感じる部分については、積極的に説明。	✓ 企業に対する自社の考えを表明するツールとして活用。 ✓ 助言会社を活用する場合、どのように活用するか、方針を決定。

(参考) 対話環境の整備ー誰と対話するべきかの把握

- 企業が株主総会プロセスにおける対話を行う場合、名義株主ではなく、名義株主に議決権行使の指図を行っている者の把握が必要になる。
- 欧州においては、EU企業と株主のインターアクションの促進等を目的とした指令・規則が制定されている。

ねらい : “The new rules aim to contribute to the long-term sustainability of the EU companies, enhance the efficiency of the chain of intermediaries and to encourage long-term shareholder engagement. ”

(EU企業の長期的な持続可能性に資すること、仲介業者のつながりを効率化すること、株主による長期的な視点でのエンゲージメントを促進すること)

主要な内容

1. EU企業と株主のインターアクションの促進
2. 機関投資家、アセットマネージャーおよび議決権行使助言会社の透明性
3. 取締役の報酬および関連当事者取引についての規律

(参考) 欧州第二次株主権指令における「株主を特定する権利」

- 株主権指令前文には、「株主の特定は、株主と企業の直接のコミュニケーションの前提条件であり・・・」とある。

欧州第二次株主権指令 前文

(4) ... The identification of shareholders is a prerequisite to direct communication between the shareholders and the company and therefore essential to facilitating the exercise of shareholder rights and shareholder engagement...

- Article 2b `shareholder' means the natural or legal person that is recognized as a shareholder under the applicable law.
- Article 3a
Right for companies to identify their shareholders
 - On the request of the company or a third party nominated by the company, the intermediaries communicate without delay to the company the information regarding shareholder identity
 - Possibility for Member States to exclude from identifications shareholders holding no more than 0.5 % of shares
 - Protection of personal data of shareholders
- Article 3d
 1. Member States shall require intermediaries to disclose publicly any applicable charges for services provided for under this Chapter separately for each service.

【参考資料】前頁記載資料に加え、Commission Implementing Regulation (EU) 2018/1212 of 3 September 2018 laying down minimum requirements implementing the provisions of Directive 2007/36/EC of the European Parliament and of the Council as regards shareholder identification, the transmission of information and the facilitation of the exercise of shareholders rights

(参考) 指令に基づく規則により仲介業者が伝達すべきとされている事項

- 株主を特定する権利は、会社の求めに応じ、証券口座を提供する仲介業者が、株主を特定する情報（名前、住所、emailアドレス、保有株式数等）を遅滞なく伝達することで担保されている。

【規則に規定されている株式数についての回答フォーマット】

回答する仲介業者が保有する当該会社（特定の要求を行った会社）の株式総数

回答する仲介業者が自己の勘定で保有する当該会社（特定の要求を行った会社）の株式数

回答する仲介業者が保有するが、他者の勘定である当該会社（特定の要求を行った会社）の株式数

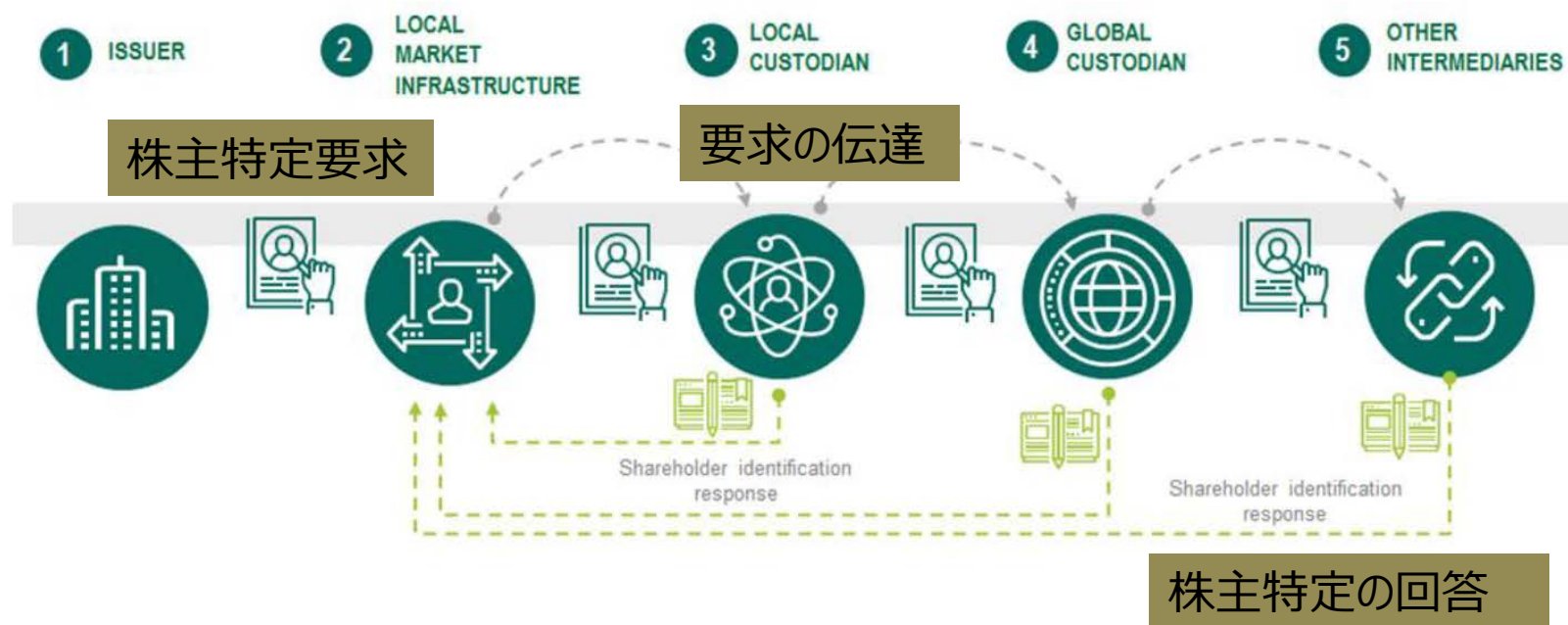
(資料) Commission Implementing Regulation (EU) 2018/1212 of 3 September 2018 laying down minimum requirements implementing the provisions of Directive 2007/36/EC of the European Parliament and of the Council as regards shareholder identification, the transmission of information and the facilitation of the exercise of shareholders rights

B.Information regarding shareholding by responding intermediary

Type of information	Description	Format	Originator of data
1. Unique identifier of the responding intermediary	Unique national registration number preceded by the country code referring to the country of its registered office or LEI	[20 alphanumeric characters. The country code is to be in the form determined in Table 1, field B.1]	Responding intermediary
2. Name of the responding intermediary		[140 alphanumeric characters]	Responding intermediary
3. Total number of shares held by the responding intermediary	The total number equals the sum of the numbers given in field B.4 and B.5	[15 numeric characters with, if applicable, a decimal separator]	Responding intermediary
4. Number of shares held by the responding intermediary on own account		[15 numeric characters with, if applicable, a decimal separator]	Responding intermediary
5. Number of shares held by the responding intermediary on account of someone else		[15 numeric characters with, if applicable, a decimal separator]	Responding intermediary
6. Unique identifier of the securities account operator	LEI of the securities account operator, i.e. the intermediary up the chain with whom the responding intermediary has a securities account	[20 alphanumeric characters]	Responding intermediary
7. Number of the securities account	Number of the securities account of the responding intermediary with the intermediary up the chain.	[20 alphanumeric characters]	Responding intermediary

(参考) 「株主」の特定なのか 議決権の指図を行っている者の特定なのか

- 欧州株主権指令における「株主」の定義は、各国の国内法にゆだねられているため、実際に「株主」として、インベストメントチェーンのどの段階まで特定できるかは指令上は明らかではない。
- むしろ、欧州株主権指令に基づく情報伝達の仕組みが、各国の国内法上の義務の範囲に限定されず活用されることが、対話を行うべき者を特定することに資すると考えられる。



(資料) BNP PARIBAS Shareholder Rights Directive II with Rights come responsibilities (2019) より抜粋

(参考) 欧州第二次株主権指令における会社からの情報伝達の円滑化

- 株主の権利行使円滑化のため、会社が仲介機関に情報を提供すること、仲介機関が会社情報を株主に提供すべきこと (Article 3b)とともに、電子的に議決権行使がなされた場合には、確認書が送付されるべきことを定める。

Article 3b (Transmission of information between companies and shareholders)

Article 3c

2. Member States shall ensure that when votes are cast electronically an electronic confirmation of receipt of the votes is sent to the person that casts the vote

Member States shall ensure that after the general meeting the shareholder or a third party nominated by the shareholder can obtain, at least upon request, confirmation that their votes have been validly recorded and counted by the company, unless that information is already available to them. ...

3. とりまとめの方向性

3. とりまとめの方向性：報告書骨子案

「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」報告書骨子案

1. はじめに
2. これまでの取組と、株主総会の現状
 - (1) 背景・問題意識
 - (2) 株主総会に係るこれまでの検討と取組
 - (3) 株主総会を巡る昨今の状況
 - ①株主総会プロセス
 - ②株主総会当日の運営
 - ③コーポレートガバナンスの進展
 - (4) 諸外国の状況
3. 新時代の株主総会に向けた検討
 - (1) 株主総会の二つの側面
 - ①意思決定機関としての株主総会
 - ②会議体としての株主総会
 - (2) 意思決定機関としての株主総会の実質化に向けた株主総会プロセスの在り方
 - ①目的に応じた効果的な対話・情報開示
 - ②対話環境の整備
 - (3) 会議体としての株主総会の在り方（株主総会当日）
 - ①ハイブリッド型バーチャル株主総会
 - ②会議体としての株主総会の規律の在り方について
4. おわりに